

## 資料2

尾総総第 885 号

平成30年1月17日

尾道市公立大学法人評価委員会 様

尾道市長 平谷 祐宏

## 公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等の支給基準について

このことについては、公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等について支給基準の変更があり、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用される、同法第48条第2項に基づき届け出がありましたので、同法第49条第1項の規定により、通知します。

## &lt;変更事項&gt;

期末手当を4.3月分から4.4月分に引き上げる。(別紙第1第1項)

## ※平成29年度

旧	平成29年度改正
期末手当	期末手当
6月支給 給与月額×2.075	6月支給 給与月額×2.075
12月支給 給与月額×2.225	12月支給 給与月額×2.325

## ※平成30年度

平成29年度改正	平成30年度改正
期末手当	期末手当
6月支給 給与月額×2.075	6月支給 給与月額×2.125
12月支給 給与月額×2.325	12月支給 給与月額×2.275

## &lt;変更理由&gt;

人事院の給与勧告に伴う教職員の給与改定を受けて、常勤役員の期末手当の支給月数の改定を行った。

尾大企第131号  
平成30年1月17日

尾道市長 平谷祐宏様

公立大学法人尾道市立大学  
理事長 中谷武

公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等の支給基準について

このことについて、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用される同法第48条第2項の規定に基づき、役員に対する報酬の支給の基準を定めたので、別紙のとおり届け出ます。

# 第1 公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等の支給基準の概要

## 1 役員報酬の支給基準

区分	備考	役員報酬	
		給料	手当
理事長	学長	月額 912,000 円 (898,320 円)	期末手当 (6 月、12 月支給) ・ 6 月支給 給料月額×2.075 ・ 12 月支給 給料月額×2.325
理事 (教職員を 兼ねる)	副学長	—	役員手当 (月額) ・ 給料月額×20%－管理職手当額
	事務局長	—	—
理事 (教職員を 兼ねない)	該当なし	月額 776,000 円 (764,360 円) 以内で理事長が 定める額	期末手当 (6 月、12 月支給) ・ 6 月支給 給料月額×2.075 ・ 12 月支給 給料月額×2.325
非常勤理事 監事	学外者	—	非常勤役員手当 (日額) ・ 30,000 円 (通勤費の加算可)

- (1) 当分の間、「給料」、「期末手当」及び「役員手当」の1.5%を減額する。  
(表中の括弧内の金額は、減額後の金額)
- (2) 「期末手当」は、尾道市公立大学法人評価委員会が行う業務実績の評価結果及び役員としての貢献度等を総合的に勘案して、経営審議会の審議を経て10%以内の増減をすることができる。
- (3) 理事(教職員を兼ねる)に対しては、教職員としての給料及び手当を支給する。
- (4) 市からの派遣職員である事務局長に対しては、「役員手当」を支給しない。
- (5) 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、「給料」を次の表のとおり減額する。なお、この減額の間は、(1)に係る「給料」の減額はしない。

職務	割合
理事長	100分の14
理事	100分の13

(6) 平成30年4月1日以降、「期末手当」を次の表のとおり変更する。

区分	備考	役員報酬
		手当
理事長	学長	期末手当（6月、12月支給） ・ 6月支給 給料月額×2.125 ・ 12月支給 給料月額×2.275
理事 (教職員を 兼ねない)	該当なし	期末手当（6月、12月支給） ・ 6月支給 給料月額×2.125 ・ 12月支給 給料月額×2.275

## 2 退職手当の支給基準

区分	退職手当
理事長 理事	教職員の例により算出した退職手当を支給する ・退職日給料月額 × 支給率 + 調整額
非常勤理事 監事	支給しない

- (1) 「退職手当」は、尾道市公立大学法人評価委員会が行う業務実績の評価結果及び役員としての貢献度等を総合的に勘案して、経営審議会の審議を経て10%以内の増減をすることができる。
- (2) 次の場合には、役員退職手当を支給しない。
- ア 役員を退職し、引き続き法人職員又は尾道市職員となる場合
  - イ 尾道市職員を定年退職又は勸奨退職により退職手当の支給を受けている者が退職した場合
  - ウ 職務上の義務違反又は不適当な職務執行による法人の実績悪化により解任された場合

### < 参考 >

#### ○ 支給率

勤続年数	自己都合	定年、勸奨等	公務外傷病	公務傷病等	勤続年数	自己都合	定年、勸奨等	公務外傷病	公務傷病等
1	0.6	1.0	1.0	1.5	4	2.4	4.0	4.0	6.0
2	1.2	2.0	2.0	3.0	5	3.0	5.0	5.0	7.5
3	1.8	3.0	3.0	4.5	6	3.6	6.0	6.0	9.0

#### ○ 調整額 = 調整月額 × 在職月数(60月が上限) × 調整額算定割合

※ 調整月額

区分	金額
理事長	45,850 円
理事	41,700 円

※ 調整額算定割合

退職理由	勤続期間		
	0年	1~4年	5・6年
自己都合	0%	0%	0%
自己都合以外	0%	50%	100%

※ 理事長が4年間在職し、任期満了による退職をした場合の計算例

$$912,000 \text{ 円} \times 4.0 + 45,850 \text{ 円} \times 48 \text{ 月} \times 50\% = 3,648,000 \text{ 円} + 1,100,400 \text{ 円} \\ = 4,748,400 \text{ 円}$$

## 第2 関係規程全文

### 1 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員（教職員（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（平成24年規程第55号。以下「教職員給与規程」という。）の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。）を兼務する理事（以下「教職員兼務理事」という。）を除く。）に対する報酬は、給料及び期末手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、非常勤役員手当とする。

3 教職員兼務理事に対する報酬は、役員手当とする。ただし、任命権者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職手当を支給されずに尾道市を退職し、かつ、引き続き役員となった尾道市職員（以下「派遣理事」という。）である教職員兼務理事に対しては、役員手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、教職員給与規程第8条第2項の規定の例による。

2 非常勤役員手当の支給日については、公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則（平成24年規程第34号）第22条第1号の規定の例による。

(給料)

第4条 給料の額は、次の表のとおりとする。

区分 給料の額（月額）

理事長 912,000円

理事 776,000円以内で理事長が定める額

(期末手当)

第5条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第29条第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当の額は、尾道市公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、同項の規定による期末手

当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第2項に規定する在職期間には、派遣理事の尾道市職員としての在職期間を含むものとする。

5 期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、教職員の期末手当の例による。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用を非常勤役員手当として前項の額に加算することができる。

(役員手当)

第7条 第2条第2項に規定する役員手当の額は、教員兼務理事ごとに、当該教員兼務理事について教職員給与規程により支給されている給料月額に100分の20を乗じて得た額とする。

2 前項の役員手当は、当該教員兼務理事が、教職員給与規程により管理職手当を支給されている教職員である場合は、原則として支給しない。ただし、当該教職員に支給されている管理職手当の額が、前項に規定する役員手当の額に満たない場合は、その差額を役員手当として支給する。

(報酬の支払方法)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料又は役員手当（以下「給料等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合（次項に規定する場合を除く。）には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、教職員の例による。

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、教職員の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(報酬の減額支給)

2 当分の間、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 常勤の役員（教職員兼務理事を除く。）に対する給料月額に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 期末手当 常勤の役員（教職員兼務理事を除く。）に対する給料月額に第5条第2項に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(3) 役員手当 教職員兼務理事に対して教職員給与規程により支給されている給料月額に100分の20（教職員給与規程により管理職手当を支給されている場合は、教職員給与規程第21条第2項に規定する管理職手当の支給率を減じた割合）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

付 則（平成25年3月26日規程第140号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月24日規程第175号）

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成28年2月26日規程第202号）

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。



(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成27年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則 (平成28年12月21日規程第217号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成28年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則 (平成29年12月11日規程第234号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成29年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

## 2 公立大学法人尾道市立大学役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学の役員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員（非常勤の役員及び教職員（公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当支給規程（平成24年規程第60号。以下「教職員退職手当規程」という。）第1条に規定する教職員をいう。以下同じ。）を兼務する理事を除く。以下

同じ。)が退職した場合(解任された場合を含む。以下同じ。)にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項(第1号を除く。)又は第3項の規定により解任(以下「役員解任処分」という。)されたときは、退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合にはその金額を、支給すべき退職手当の金額から控除して支払う。

3 退職手当は、その支給を受けるべき者の指定する預貯金口座に振り込むことにより支給する。

4 退職手当は、役員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額を基礎とし、役員としての在職期間を教職員退職手当規程第16条第1項に規定する在職期間とみなして同規程の規定の例により算出した額とする。この場合において、第14条第1項の規定にかかわらず、理事長の職にあった期間の調整月額については、45,850円とする。

2 前項の退職手当の額は、尾道市公立大学法人評価委員会が行う業務実績の評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額することができる。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。

(退職手当の特例)

第5条 役員が、引き続き教職員となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 教職員が、引き続き役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合(第1項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に教職員となり教職員として退職したと仮定した場合の教職員退職手当規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、前項の規定に該当する役員となる日の前日における教職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、役員としての在職期間については、教職員退職手当規程第16条第1項に規定する在職期間に含むものとする。

- 4 役員のうち、尾道市職員（尾道市職員退職手当支給条例（昭和22年尾道市条例第43号。以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。）を定年又は勸奨により退職し、退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けている者には、この規程による退職手当は支給しない。

（教職員退職手当規程の準用）

第6条 遺族の範囲及び順位並びに退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納については、教職員退職手当規程第3条及び第20条から第25条までの規定を準用する。この場合において「教職員」とあるのは「役員」と、「懲戒解雇処分」とあるのは「役員解任処分」と読み替えるものとする。

- 2 理事長に支給される退職手当に係る教職員退職手当規程の規定の準用に当たっては、当該規定中「理事長」とあるのは「尾道市長」と読み替えるものとする。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に尾道大学長の職にあった者で施行日に理事長となるものが退職した場合の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その者の施行日前における尾道大学長としての引き続いた在職期間を役員としての在職期間に含むものとして算出するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第3条第1項の規定は、この規程の施行の際現に理事長である者の在任期間について適用する。
- 3 この規程による改正後の第3条第1項の規定は、平成24年3月31日以前尾道大学長（以下「学長」という。）であった者が引き続き、理事長になった場合について適用する。この場合において同項後段中「理事長」とあるのは「学長」とする。

- 3 公立大学法人尾道市立大学役員報酬の臨時特例に関する規程

（公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の特例）

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程（平成24年規程第53号。以下この条において「役員報酬規程」という。）第4条に規定する給料月額  
の支給に当たっては、役員報酬規程付則第2項の規定を適用せず、給料月額から、  
給料月額に次の各号に掲げる役員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た  
額に相当する額を減ずる。

ただし、役員報酬規程第4条に規定する期末手当の算出の基礎となる給料月額は、  
同則第2項第3号の規定を適用した給料月額とする。

(1) 理事長 100分の14

(2) 理事 100分の13

（端数計算）

第2条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額  
を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これ  
を切り捨てるものとする。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

## 第2 関係規程全文

### 2 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程（平成30年4月1日以降）

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員報酬）

第2条 常勤の役員（教職員（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（平成24年規程第55号。以下「教職員給与規程」という。）の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。）を兼務する理事（以下「教職員兼務理事」という。）を除く。）に対する報酬は、給料及び期末手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、非常勤役員手当とする。

3 教職員兼務理事に対する報酬は、役員手当とする。ただし、任命権者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職手当を支給されずに尾道市を退職し、かつ、引き続き役員となった尾道市職員（以下「派遣理事」という。）である教職員兼務理事に対しては、役員手当を支給しない。

（報酬の支給日）

第3条 報酬の支給日は、教職員給与規程第8条第2項の規定の例による。

2 非常勤役員手当の支給日については、公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則（平成24年規程第34号）第22条第1号の規定の例による。

（給料）

第4条 給料の額は、次の表のとおりとする。

区分 給料の額（月額）

理事長 912,000円

理事 776,000円以内で理事長が定める額

（期末手当）

第5条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第29条第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当の額は、尾道市公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、同項の規定による期末手

当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第2項に規定する在職期間には、派遣理事の尾道市職員としての在職期間を含むものとする。

5 期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、教職員の期末手当の例による。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用を非常勤役員手当として前項の額に加算することができる。

(役員手当)

第7条 第2条第2項に規定する役員手当の額は、教員兼務理事ごとに、当該教員兼務理事について教職員給与規程により支給されている給料月額に100分の20を乗じて得た額とする。

2 前項の役員手当は、当該教員兼務理事が、教職員給与規程により管理職手当を支給されている教職員である場合は、原則として支給しない。ただし、当該教職員に支給されている管理職手当の額が、前項に規定する役員手当の額に満たない場合は、その差額を役員手当として支給する。

(報酬の支払方法)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料又は役員手当（以下「給料等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合（次項に規定する場合を除く。）には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、教職員の例による。

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、教職員の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(報酬の減額支給)

2 当分の間、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 常勤の役員（教職員兼務理事を除く。）に対する給料月額に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 期末手当 常勤の役員（教職員兼務理事を除く。）に対する給料月額に第5条第2項に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(3) 役員手当 教職員兼務理事に対して教職員給与規程により支給されている給料月額に100分の20（教職員給与規程により管理職手当を支給されている場合は、教職員給与規程第21条第2項に規定する管理職手当の支給率を減じた割合）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

付 則（平成25年3月26日規程第140号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月24日規程第175号）

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成28年2月26日規程第202号）

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成27年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則 (平成28年12月21日規程第217号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成28年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則 (平成29年12月11日規程第234号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定に基づいて平成29年12月に支給された期末手当は、改正後の公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の規定による期末手当の内払とみなす。

## 2 公立大学法人尾道市立大学役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学の役員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員（非常勤の役員及び教職員（公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当支給規程（平成24年規程第60号。以下「教職員退職手当規程」という。）第1条に規定する教職員をいう。以下同じ。）を兼務する理事を除く。以下



同じ。)が退職した場合(解任された場合を含む。以下同じ。)にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項(第1号を除く。)又は第3項の規定により解任(以下「役員解任処分」という。)されたときは、退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合にはその金額を、支給すべき退職手当の金額から控除して支払う。

3 退職手当は、その支給を受けるべき者の指定する預貯金口座に振り込むことにより支給する。

4 退職手当は、役員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額を基礎とし、役員としての在職期間を教職員退職手当規程第16条第1項に規定する在職期間とみなして同規程の規定の例により算出した額とする。この場合において、第14条第1項の規定にかかわらず、理事長の職にあった期間の調整月額については、45,850円とする。

2 前項の退職手当の額は、尾道市公立大学法人評価委員会が行う業務実績の評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額することができる。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。

(退職手当の特例)

第5条 役員が、引き続き教職員となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 教職員が、引き続き役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合(第1項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に教職員となり教職員として退職したと仮定した場合の教職員退職手当規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、前項の規定に該当する役員となる日の前日における教職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、役員としての在職期間については、教職員退職手当規程第16条第1項に規定する在職期間に含むものとする。

- 4 役員のうち、尾道市職員（尾道市職員退職手当支給条例（昭和22年尾道市条例第43号。以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。）を定年又は勸奨により退職し、退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けている者には、この規程による退職手当は支給しない。

（教職員退職手当規程の準用）

第6条 遺族の範囲及び順位並びに退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納については、教職員退職手当規程第3条及び第20条から第25条までの規定を準用する。この場合において「教職員」とあるのは「役員」と、「懲戒解雇処分」とあるのは「役員解任処分」と読み替えるものとする。

- 2 理事長に支給される退職手当に係る教職員退職手当規程の規定の準用に当たっては、当該規定中「理事長」とあるのは「尾道市長」と読み替えるものとする。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に尾道大学長の職にあった者で施行日に理事長となるものが退職した場合の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その者の施行日前における尾道大学長としての引き続いた在職期間を役員としての在職期間に含むものとして算出するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第3条第1項の規定は、この規程の施行の際現に理事長である者の在任期間について適用する。
- 3 この規程による改正後の第3条第1項の規定は、平成24年3月31日以前尾道大学長（以下「学長」という。）であった者が引き続き、理事長になった場合について適用する。この場合において同項後段中「理事長」とあるのは「学長」とする。

- 3 公立大学法人尾道市立大学役員報酬の臨時特例に関する規程

（公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の特例）

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程（平成24年規程第53号。以下この条において「役員報酬規程」という。）第4条に規定する給料月額  
の支給に当たっては、役員報酬規程付則第2項の規定を適用せず、給料月額から、  
給料月額に次の各号に掲げる役員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た  
額に相当する額を減ずる。

ただし、役員報酬規程第4条に規定する期末手当の算出の基礎となる給料月額は、  
同則第2項第3号の規定を適用した給料月額とする。

(1) 理事長 100分の14

(2) 理事 100分の13

（端数計算）

第2条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額  
を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これ  
を切り捨てるものとする。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。